

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年12月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事 ●市区町村長等
2. 都道府県名	岩手県
3. 市区町村名	宮古市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.miyako.iwate.jp/somu/mynumbreseido.html

執行機関名 宮古市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	宮古市寡婦等医療費給付規則(平成17年宮古市規則第89号)による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		宮古市個人番号の利用に関する条例別表第1 第3の項 宮古市寡婦等医療費給付規則(平成17年宮古市規則第89号)による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第一条	宮古市寡婦等医療費給付規則(平成17年宮古市規則第89号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、 <u>母子家庭等及び寡婦</u> に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の <u>福祉を図る</u> ことを目的とする。	第1条 この規則は、 <u>寡婦等</u> (以下「寡婦」という。)に対して医療費の一部を給付することにより、寡婦の <u>心身の健康と福祉の増進</u> を図ることを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範

宮古市寡婦等医療費給付規則(平成17年宮古市規則第89号)